

(守秘義務)

第10条

1. 会員および本会関係者は、本会の活動を通じて知り得た個人情報、(株)はとバス及びグループ会社に関する非公開情報その他第三者の権利利益を害するおそれのある情報を、正当な理由なく第三者に開示または漏えいしてはならない。
2. 前項に関連し、次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 本会の連絡手段(LINE等)におけるやり取り、会報、ホームページ、写真・動画その他の情報を、許可なくSNSその他インターネット上に転載または公開すること
 - (2) 会員の連絡先等の個人情報を、本人の同意なく第三者に提供すること
 - (3) 本会活動を通じて知り得た会員の私的情報やプライベートに関する内容を、外部に漏えいすること
3. 前各項の義務は退会後も継続する。

(委託管理)

第11条 業務を外部に委託する場合は、適切な管理が行われるよう必要な措置を講じる。

(開示・訂正等)

第12条 会員は自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止を求めることができる。

(廃棄)

第13条 不要となった個人情報は適切な方法で速やかに廃棄する。

(漏えい時の対応)

第14条 漏えい等が発生した場合は速やかに対応する。

(教育・周知)

第15条 本規定の周知を行い適正な取扱いを徹底する。

(見直し)

第16条 必要に応じて見直しを行う。

【附則】

本規定は、令和8年6月26日より施行する。